

一般社団法人三重県バスケットボール協会規約細則
(各専門委員会規程)

総務委員会規程

第1条〔趣旨〕

この規程は、一般社団法人三重県バスケットボール協会基本規程第25条に掲げる総務委員会（以下、「本委員会」という。）について、その趣旨及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条〔目的〕

本委員会は、三重県バスケットボール協会の定款および基本規程に基づき、業務運営を円滑に管理するために定めることを目的とする。

第3条〔事業〕

本委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 総会資料の作成
- (2) コンプライアンスの意識の醸成
- (3) HPによる情報発信
- (4) Wリーグ事業の企画・運営やBリーグとの連携事業の構築
- (5) その他

第4条〔組織〕

本委員会は、委員長および副委員長1名および若干名の委員をもって構成する。

第5条〔任期〕

- ①前条に定める委員長、副委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
ただし、補欠または増員により選定された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- ②委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第5条〔委員会〕

本委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

附則

この規程は、2023年6月18日から施行する。

財務委員会規程

第1条〔趣旨〕

この規程は、一般社団法人三重県バスケットボール協会基本規程第25条に掲げる財務委員会（以下「本委員会」という。）について、その趣旨及び運営に関し必要な事項を定める。

第2条〔目的〕

本委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、または諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施することを目的とする。

第3条〔事業〕

本委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 収支予算に関すること
- (2) 決算に関すること
- (3) 出納に関すること
- (4) D-fundに関すること
- (5) その他の財務に関すること

第4条〔組織〕

本委員会は、本協会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、理事会の議決を得て会長が委嘱した委員長、副委員長および若干名の委員をもって構成する。

第5条〔任期〕

- ①前条に定める委員長、副委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
ただし、補欠または増員により選定された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- ②委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第6条〔委員会〕

本委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

附 則

この規程は、2023年6月18日から施行する。

強化委員会規程

第1条〔趣旨〕

この規程は、一般社団法人三重県バスケットボール協会基本規程第25条に掲げる強化委員会（以下「本委員会」という。）について、その趣旨及び運営に関し必要な事項を定める。

第2条〔目的〕

本委員会は、三重県代表チームが国民体育大会で上位入賞するために、代表選手を選考し、選手を強化することを目的とする。

第3条〔事業〕

本委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 代表選手を選考すること
- (2) 代表選手の強化に関する事
- (3) 代表チームのスタッフ選出に関する事
- (4) その他の国体チームに関する事

第4条〔組織〕

本委員会は、委員長および副委員長1名および若干名の委員をもって構成する。委員長は協会の理事より選出する。成年男子・成年女子・少年男子・少年女子の各監督またはコーチより委員を選出し、その中から副委員長を選出する。

第5条〔任期〕

- ①前条に定める委員長、副委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
ただし、補欠または増員により選定された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- ②委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第6条〔委員会〕

本委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

附 則

この規程は、2023年6月18日から施行する。

指導者養成委員会規程

第1条〔趣旨〕

この規程は、一般社団法人三重県バスケットボール協会（以下「PBA」という）基本規程第25条に掲げる指導者養成委員会（以下、「本委員会」という）について、その趣旨及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条〔目的〕

公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という）の定款第4条第6項に基づき、コーチの養成および認定、登録に関する事項について定める。バスケットボール競技の振興と競技力向上を担うコーチの指導力向上およびコーチの組織化のため、次の事項の達成をはかることを目的とする。

- (1) 多様なニーズに対応できるコーチを一貫したシステムにより養成し、その指導力の向上をはかること。
- (2) バスケットボール競技の普及発展および強化に即応するために、コーチの組織化をはかること。
- (3) コーチの位置づけと役割に応じたコーチライセンス認定を行い、社会的信頼を確保すること。

第3条〔事業〕

本委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) コーチライセンスの登録、管理
- (2) JBA公認コーチC級、D級コーチ養成講習会の企画、実施、運営
- (3) リフレッシュ研修会の企画、実施、運営
- (4) コーチデベロッパ講習会の受講者の推薦、組織化
- (5) キッズサポートリーダー講習会の受講者の推薦、組織化
- (6) 公認コーチからの問い合わせの対応
- (7) 指導や養成事業計画・報告の記載

第4条〔組織〕

- (1) PBA組織のU-18・U-15・U-12・社会人のカテゴリー担当から委員を選出し、本委員会を構成する。
- (2) 本委員会は委員長を置く。

第5条〔事務局〕

事務局には事務局長を置く。

- (1) 文書整理
- (2) 備品管理
- (3) 連絡調整事務
- (4) その他

第6条〔任期〕

- ①前条に定める委員長、副委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
ただし、補欠または増員により選定された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- ②委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第7条〔委員会〕

本委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

附則

この規程は、2023年6月18日から施行する。

競技委員会規程

第1条〔趣旨〕

この規程は、一般社団法人三重県バスケットボール協会基本規程第25条に掲げる競技委員会（以下、「本委員会」という）について、その趣旨及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条〔目的〕

本委員会は、三重県バスケットボール協会の定款および基本規程に基づき、三重県内で開催される競技会の企画および運営について定めることを目的とする。

第3条〔事業〕

本委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 三重県総合バスケットボール選手権大会
- (2) 他ブロック大会および全日本大会についても同様とするが、主催者規定に準ずることとする。

第4条〔組織〕

本委員会は、委員長および副委員長1名および若干名の委員をもって構成する。

第5条〔任期〕

- ①前条に定める委員長、副委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
ただし、補欠または増員により選定された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- ②委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第6条〔委員会〕

本委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

附則

この規程は、2023年6月18日から施行する。

審判委員会規程

第1条〔趣旨〕

この規程は、一般社団法人三重県バスケットボール協会基本規定第25条に掲げる審判委員会（以下、「本委員会」という）について、その趣旨及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条〔目的〕

本委員会に登録されたバスケットボール競技の審判員（以下「審判員」という）の資格および地位に関する事項を定めることを目的とする。

第3条〔事業〕

本委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本協会の主催又は主管する各競技会の審判確保
- (2) 審判員の指導・育成
- (3) その他

第4条〔組織〕

本委員会は、委員長および若干名の委員によって構成する。

- (1) 本委員会の委員長は、本協会の事業に関し、知識、経験および熱意を有する者のうちから理事会の議決を得て会長が委嘱する。
- (2) 本委員会の委員は、各種部会より部会長の推薦により委員長が委嘱する。

第5条〔事務局〕

本委員会は、事業の実施に関しては予め本協会事務局と密接な連絡を取り、事務の円滑な遂行を図らなければならない。

第6条〔任期〕

- ①前条に定める委員長、副委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
ただし、補欠または増員により選定された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- ②委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第7条〔委員会〕

本委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

附則

この規程は、2023年6月18日から施行する。

TO 委員会規程

第1条〔趣旨〕

この規程は、一般社団法人三重県バスケットボール協会基本規定第25条に掲げるTO委員会（以下、「本委員会」という）について、その趣旨及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条〔目的〕

本委員会は、三重県バスケットボール協会の主催又は主管する各競技会の公正かつ円滑な管理を担うため、県内の一貫した普及育成・強化システムの構築を目指すために定めることを目的とする。

第3条〔事業〕

本委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本協会の主催又は主管する各競技会のTO用具準備・確保及び保管
- (2) 競技会役員の人選・サブオフィシャルの確保
- (3) TOの指導育成
- (4) その他

第4条〔組織〕

本委員会は、委員長および若干名の委員によって構成する。

- ①本委員会の委員長は、本協会の事業に関し、知識、経験および熱意を有する者のうちから、理事会の議決を得て会長が委嘱する。
- ②本委員会の委員は、各種部会より部会長の推薦により委員長が委嘱する。

第5条〔任期〕

- ①前条に定める委員長、副委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
ただし、補欠または増員により選定された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- ②委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第6条〔委員会〕

本委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

附則

この規程は、2023年6月18日から施行する。

ユース育成委員会規程

第1条〔趣旨〕

この規程は、一般社団法人三重県バスケットボール協会基本規程第25条に掲げるユース育成委員会（以下「本委員会」という。）について、その趣旨及び運営に関し必要な事項を定める。

第2条〔目的〕

本委員会は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下 JBA）が目指す世界に通用するバスケットボールのために「世界基準を日常に取り入れる」「世界を目指す環境」「世界を視野に入れた指導を日常から行う」という強化・育成方針を示している。これに基づき、将来日本代表となる優秀な資質を持つ選手や可能性の高い選手に定期的に良い育成環境（練習環境・指導環境）を提供し、個を大きく育てる。合わせて指導者の研鑽の場として指導者を養成することを目的とする。

第3条〔事業〕

本委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 選手の発掘・普及・育成に関する事
- (2) 選手技術向上講習会開催の計画・実現に関する事
- (3) 三重県 DC の充実と推進に関する事
- (4) JBA 育成事業の県内における実施運営に関する事
- (5) 普及育成部会・指導者育成部会との連携協力に関する事
- (6) その他、各年代育成に関する事

第4条〔組織〕

- (1) P B A 組織の U-18・U-15・U-12・社会人のカテゴリー担当から委員を選出し、本委員会を構成する。
- (2) 本委員会は委員長を置く。

第5条〔任期〕

①前条に定める委員長、副委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

ただし、補欠または増員により選定された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

②委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第6条〔委員会〕

本委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

附 則

この規程は、2023年6月18日から施行する。

3 × 3 委員会規程

第1条〔趣旨〕

この規程は、一般社団法人三重県バスケットボール協会基本規定第 25 条に掲げる 3 x 3 委員会（以下、「本委員会」という）について、その趣旨及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条〔目的〕

本委員会は、三重県バスケットボール協会の定款および基本規定に基づき、三重県内で開催される 3 x 3 競技会の企画および運営について定めることを目的とする。

第3条〔事業〕

本委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 3 x 3 日本選手権大会三重県予選会
- (2) エリア大会および全日本大会についても同様とするが、主催者規定に準ずることとする。
- (3) 3 x 3 普及のための活動

第4条〔組織〕

委員長および副委員長 1 名および若干名の委員をもって構成する。

第5条〔任期〕

- ①前条に定める委員長、副委員長および委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
ただし、補欠または増員により選定された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- ②委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第6条〔委員会〕

本委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

附 則

この規程は、2023年6月18日から施行する。